

## 三重地域留学生交流推進会議要項

### (設置及び目的)

第1 三重県内における留学生の円滑な受入れの促進と交流活動の推進を図るとともに、地域住民の国際理解の増進に寄与するため、三重地域留学生交流推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

### (事業)

第2 推進会議は、第1に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 留学生の受入れの推進
- (2) 留学生の勉学条件及び生活環境の整備
- (3) 留学生と地域住民との交流の推進
- (4) 地域住民に対する啓発
- (5) 留学生の就職に関すること。
- (6) その他推進会議の目的達成に必要な事業

### (構成)

第3 推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 三重県内に所在する大学(三重大学を除く。)、短期大学又は高等専門学校の前校長から推薦された者 各1名
- (2) 三重県内に所在する国及び地方公共団体の関係機関並びに経済団体及び民間団体等の会長又は代表者から推薦された者 各1名
- (3) 三重大学国際交流センター長
- (4) 三重大学国際交流センター副センター長

### (役員)

第4 推進会議に、次の役員を置く。

- (1) 議長1名
- (2) 副議長1名

2 議長は、三重大学国際交流センター長をもって充て、副議長は、同副センター長をもって充てる。

### (役員の仕事)

第5 議長は、推進会議を招集する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (構成員以外の者の出席)

第6 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を推進会議に出席させることができる。

### (庶務)

第7 推進会議の庶務は、三重大学国際・情報部国際交流チームにおいて処理する。

### (雑則)

第8 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この要項は、平成2年9月4日から施行する。

#### 附則

この要項は、平成9年6月6日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

#### 附則

この要項は、平成16年7月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

#### 附則

この要項は、平成17年7月8日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

#### 附則

この要項は、平成 18 年 7 月 7 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要項は、平成 23 年 7 月 8 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要項は、平成 25 年 7 月 5 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要項は、平成 29 年 7 月 14 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。